

# 朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和 7 年 9 月 1 日

選挙管理委員会事務局

様式第 3 号（第 1 3 条関係）

会議録

|               |                                                          |                                                                                         |
|---------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の名称         | 朝霞市選挙管理委員会定例会（9月）                                        |                                                                                         |
| 開催日時          | 令和7年9月1日（月）<br>午前10時00分から<br>午前10時20分まで                  |                                                                                         |
| 開催場所          | 朝霞市役所 別館4階 選挙管理委員会室                                      |                                                                                         |
| 出席者及び欠席者の職・氏名 | 別紙のとおり                                                   |                                                                                         |
| 議題            | 別紙のとおり                                                   |                                                                                         |
| 会議資料          | 別紙のとおり                                                   |                                                                                         |
| 会議録の作成方針      | <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 |                                                                                         |
|               | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録            |                                                                                         |
|               | <input type="checkbox"/> 要点記録                            |                                                                                         |
|               | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限          年）      |                                                                                         |
|               | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間                          | <input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去<br><input type="checkbox"/> 会議録の確認後    か月 |
|               | 会議録の確認方法    委員全員による確認                                    |                                                                                         |
| 傍聴者の数         | 0人                                                       |                                                                                         |
| その他の必要事項      |                                                          |                                                                                         |

朝霞市選挙管理委員会定例会（９月）

令和７年９月１日（月）

午前１０時００分から

午前１０時２０分まで

朝霞市役所 別館４階 選挙管理委員会室

１ 開会

２ 委員長あいさつ

３ 会議録署名委員の指名

４ 議題 選挙人名簿関係

議案第５１号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第５２号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第５３号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第５４号 在外選挙人名簿から抹消することについて

選挙管理委員会条例関係

議案第５５号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の  
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

５ その他

６ 閉会

---

出席委員（４人）

|         |        |
|---------|--------|
| 委員長     | 細田 昭 司 |
| 委員長職務代理 | 加藤 洋 子 |
| 委員      | 金子 智恵子 |
| 委員      | 藤井 尚 夫 |

---

事務局（４人）

|     |                 |         |
|-----|-----------------|---------|
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局長     | 小笠原 ミツエ |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局次長    | 高橋 陸 至  |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係長  | 三上 将 平  |
| 事務局 | 選挙管理委員会事務局選挙係主任 | 三井 正 規  |

---

欠席者なし

## 資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 議案第 5 1 号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第 5 2 号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和 7 年 9 月 1 日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第 5 3 号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第 5 4 号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数
- ・ 議案第 5 5 号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）
- ・ 資料 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）
- ・ 資料 新旧対照表

## 審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

### ◎ 1 開会

### ◎ 2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。朝霞市選挙管理委員会定例会を開きます。本日は猛暑の中、定例会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。第27回参議院議員通常選挙につきましては、委員各位、選挙管理委員会事務局並びに多くの皆様方のおかげで、無事に管理執行できましたこと、本席を借りまして厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。尚、本件につきましては、日程第5その他におきまして、総括を行いたいと思いますので、皆様からの意見を賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。それでは日程に従いまして進めさせていただきます。

### ◎ 3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

日程3、会議録署名委員の指名でございます。

朝霞市選挙管理委員会規程第18条第2項によりまして、加藤職務代理、お願いいたします。

○加藤職務代理

はい。分かりました。

### ◎ 4 議題 選挙人名簿関係

議案第51号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第52号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

日程4、議題でございます。選挙人名簿関係でございます。「議案第51号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第52号 選挙人名簿から抹消することについて」、両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは一括して提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第51号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和7年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、608人。女、680人。計、1,288人でございます。

続きまして、議案第52号を御説明申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和7年9月1日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、1,006人。女、750人。計、1,756人でございます。

1枚おめくりください。

資料の概要について御説明申し上げます。1番の登録につきましては、先ほどの議案第51号の内容でございまして、転入が令和7年4月3日から令和7年6月1日までの方。年齢要件につきましては、平成19年7月22日から平成19年9月2日までに生まれた方が該当となっております。続きまして2番の抹消につきましては、議案第52号の内容でございます。

転出につきましては、令和7年3月3日から令和7年4月30日まで。死亡につきましては、令和7年7月3日から令和7年9月1日まででございます。3番の市内転居につきましては、令和7年8月20日までで処理をさせていただきました。

4番の選挙権を有する者の1/50の数、1/6の数、及び1/3の数につきましては、下段のところにそれぞれ載せてございます。次のページを御覧ください。

今回の定時登録によりまして、男が、5万9,750人。女が、5万9,789人。合計といたしまして、11万9,539人でございます。以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。説明が終わりました。

それではまず、議案第５１号につきまして、何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(質疑なし、の声)

質疑なければ質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５１号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５１号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第５２号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第５２号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５２号は原案のとおり承認されました。

#### ◎４ 議題 在外選挙人関係

議案第５３号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第５４号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第５３号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第５４

号 在外選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括して議題いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。三井主任。

○事務局・三井主任

議案第５３号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第３０条の６の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。令和７年９月１日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、２人。女、０人。計、２人でございます。

１枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。

続きまして、議案第５４号を御説明申し上げます。

在外選挙人名簿から抹消することについて。

公職選挙法第３０条の１１に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。令和７年９月１日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男、２人。女、０人。計、２人でございます。１枚おめくりください。今回の対象者を載せてございます。次のページを御覧ください、今回の在外選挙人についての登録者の概要ですが、男、５６人、女、５３人、計、１０９人となっております。

近隣市の状況につきましては、下段に載せております。以上でございます。

○細田委員長

ありがとうございました。

説明が終わりました。

それでは、まず議案第５３号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第５３号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。



(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５３号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第５４号につきまして、御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑がなければ、質疑なしと認めます。

これより、採決いたします。

議案第５４号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第５４号は原案のとおり承認されました。

#### ◎４ 議題 選挙管理委員条例関係

議案第５５号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の  
使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

##### ○細田委員長

次に、選挙管理委員会条例関係でございます。

「議案第５５号 朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公  
営に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。提案理由の説明をお願い  
いたします。高橋局次長。

##### ○事務局・高橋局次長

議案第５５号、朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公  
営に関する条例の一部を改正する条例（案）朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙  
運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について次のとおり議決を求  
める。令和７年９月１日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例  
(平成5年朝霞市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条中「405円99銭」を「586円88銭」に、「23万7,188円」を「31万6,250円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の朝霞市議会議員及び朝霞市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する、でございます。

こちらの条例の改正の概要について御説明いたします。この条例につきましては、市議会議員選挙と市長選挙に立候補した方の選挙運動用費用の一部を公費で負担することの必要な事項を定めたものでございます。選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成を対象としてございます。条例の目的は立候補する方の金銭的な負担を減らすことで、お金がある無しに関わらず立候補、選挙運動の機会を持てるようにしたものでございます。次のページの資料を御覧ください。1、改正の趣旨でございます。本年6月に公職選挙法施行令が改正されまして、国の選挙における選挙運動の公費負担限度額が引き上げられました。これに準ずる形で、市の条例につきましても、国の公費負担に準じた内容で改正するものでございます。2、改正の内容でございます。選挙運動用ビラの作成は1枚あたり、改正単価が8円38銭で、現行単価が7円73銭でございますので、65銭の増額でございます。ポスターの作成は1枚あたり、改正単価が586円88銭で、現行の405円99銭から180円89銭の増額となります。同じく企画費でございますが、ポスターのレイアウトや、デザイン、写真の撮影等の費用となりますが、改正単価が31万6,250円で現行の23万7,188円から7万9,062円の増額となるものでございます。ポスターの作成の公費負担額は

大幅に増額となるものでございますが、※印の部分なのですが、従前は、衆議院選挙（小選挙区）、参議院選挙（選挙区）、県知事選挙は、長さ42cm、幅30cmに加えて、幅10cm以内で、個人演説会告知用ポスターを併せて作成することができました。その場合、ポスターの大きさは縦42cm、幅40cm以内ということになってございました。一方、市の選挙では縦42cm、幅30cm以内ということで定められてございましたので、国の選挙や知事選挙のポスターと比較しますと、市の選挙のポスターの面積は3／4の大きさということになります。このことから規格費、作成単価共に公職選挙法施行令が定める額の3／4を乗じた額としておりました。

これが公職選挙法の改正により、令和8年1月1日の施行後はいずれの選挙においてもポスターの大きさが縦42cm、幅40cmということで、市の選挙においても国の選挙と同じ大きさとなることから、市の選挙におきましても3／4を乗じず、国の基準に合わせることにしたため大幅な増額となっているものでございます。続きまして、3、施行期日等でございます。公職選挙法のポスターの改正の施行期日に合わせて、令和8年1月1日とするものです。又、条例の適用時期でございますが、令和8年1月1日以後告示される市議会議員選挙及び市長選挙とし、令和7年12月31日までに告示される選挙は従前のとおりとするものでございます。今のところ、市の選挙につきまして、令和7年12月31日までに執行される予定のものはございません。次のページでございますけれども、こちらにつきましては、改正される条文の新旧対照表でございます。説明は以上でございます。

○細田委員長

説明が終わりましたけれども、こちらの上程はいつですか？

○高橋局次長

こちらは令和7年12月議会を予定してございます。

○細田委員長

分かりました。

議案第55号につきまして何か御質疑ございますか。

よろしいですか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第55号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、原案のとおり承認されました。

## ◎5 その他

### ○細田委員長

次に、日程第5「その他」でございます。

先ほど申し上げました、参議院議員通常選挙関係の総括をしたいと思いますので、委員の皆様から何か反省点とか御意見がございましたら、お伺いしたいと存じます。よろしく願います。

### ○金子委員

開票の時に皆様には資料があったのですが、私と藤井委員にはなかったんですね。お話して後から持ってきてもらったんですが、私たちもおりますので、同じように資料をいただきたいと思いました。

### ○細田委員長

それは改善できますよね。

### ○事務局・三上係長

はい。かしこまりました。

### ○細田委員長

他に何かございますか。ないようですので、私の方から一言申し上げます。期日前投票所の投票用紙記載所の案内を非常に分かりやすく作成していただいたので、配慮が感じられて、大変良かったと思いました。それから投票率につきましても、前回より6.11パーセントアップ

した５９．８６パーセントで、県の平均の５６．８８パーセント、国の平均の５８．５１パーセントより高く、明選の街頭啓発等もありまして、良い結果が得られたのではないかと思います。

国政選挙につきましては、個人的には６割くらいの投票率で決着してもらいたいと思っておりますが、尚一層、投票率の向上を目指し、明選、朝霞市並びに選管が三位一体となって選挙に取り組んでいく必要があると感じた次第でございます。私からは以上でございます。

他に何かございますか。事務局から何かございますか。

#### ○事務局・高橋局次長

はい。今回、参議院議員通常選挙の投票結果につきまして、朝霞市の県内の順位でございますが、さいたま市１０区含めまして、７２市区町村中、上から１１位でございました。近隣でございますと、和光市が７位、新座市が２６位、志木市が３９位ということでございます。県内全体的に見てみますと、市区の中では一番高かったところが、さいたま市浦和区で３位、飯能市が４位、和光市が７位といった順番でございました。飯能市については市長選挙もございましたので、その分高くなったことが要因かと思います。一方で投票率が低くなった市区については、加須市が７１位、さいたま市岩槻区が７０位ということで、概して都市部の方の投票率が高かった傾向にございます。一方開票につきましては、本市は平均より遅かったということがございますので、その部分につきましては開票時間の短縮に励んでいきたいということで調査研究してまいります。以上でございます。

#### ◎６ 閉会

##### ○細田委員長

それでは、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

委員長

委員